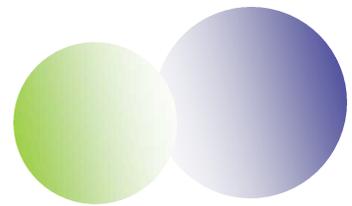


保護者のみなさまへ

# 令和元年度 被災児童生徒就学援助制度のお知らせ



市では、東日本大震災により被災し、経済的にお子さんを市内の公立小・中学校へ就学させるのが困難と認められる方へ、学校で必要とされる費用の一部を支援する就学援助制度を令和元年度も実施いたします。

裏面のいずれかの申請の要件に該当し、なおかつ就学困難な状況にあると認められる方が支援の対象となりますので、支援を希望される方は、以下の説明をよくお読みいただき、申請書及び必要書類をお子さんがお通いの学校へ提出してください。

なお、ご不明な点などがある場合は、電話等によりお気軽にご相談ください。

## 1 申請が可能な方

東日本大震災により被災し、裏面の申請要件に該当する方で、就学困難なために支援を希望される方。

- ※1 すでに通常の就学援助費を受給している場合や生活保護費を受給している場合、重複して援助費の受給は出来ません。
- ※2 平成30年度に支援を受けていた方(入学前に入学準備金の支給を受けた方も含む)も、令和元年度(平成31年度)に支援を希望する場合は新たに申請が必要となります。
- ※3 今年度の審査にあたりましては昨年度と同様に、被災状況に加え、申請されるすべての方の所得の状況をふまえて判断いたしますので、昨年度認定となった方であっても、今年度は必ずしも認定になるとは限りませんので予めご了承ください。

## 2 申請に必要な書類(裏面参照)

- (1) 令和元年度 被災児童生徒就学援助費支給申請書
- (2) 「り災証明書の写し」及び平成30年分のの所得が確認できる書類

※1 書類の不備があった場合は受け付けが出来ませんので、ご了承ください。

※2 今年度も申請するすべての方に所得が確認できる書類の添付をお願いしております。

## 3 申請書類の提出先

お子さんがお通いの小・中学校

**書類の提出時期は裏面をご確認ください!**

※ 小・中学校のそれぞれに兄弟がいる方については、小・中学校の両方に提出してください。

## 4 認定のお知らせ等について

- (1) 学校に提出していただいた書類は、すべて教育委員会で一件ずつ審査し、その結果を後日、学校を通じてお知らせします。(お知らせは9月頃を予定しております。)
- (2) 今回、認定となった場合には、今年度の在籍時期にさかのぼって(4月から通学していれば4月にさかのぼって)、支援の対象となる経費を支給します。

## 5 その他

この制度は国の補助金により実施しておりますので、今年度に前年度分の援助費を支給することは出来ません。

### 【お問い合わせ先】

いわき市教育委員会学校教育課 (TEL 22-1123)  
(もしくは) お子さんがお通いの小・中学校

◆◆◆◆◆ 書類の提出時期 ◆◆◆◆◆

お子さんがお通いの学校へ **7月22日** 日まで

【注意】この月日は今年度はじめの集約のために設定したものであり、今年度の最終締切日ではありませんので、この月日以降に書類を提出していただくことも可能です。

ただし、書類の提出が遅れますと、審査結果のお知らせや援助費の支給も遅れることとなりますので、申請書類はお早めに提出してください。

◎ 申請の要件と申請書に添付が必要な書類

H23.3.11に 居住していた場所	申請要件	申請書への添付が必要な書類
いわき市内	(保護者の方及びお子さんが居住していた家が) 「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の認定を受けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「り災証明書」の写し</li> <li>・世帯の18才以上(学生は除く)の方の平成30年分の所得が確認できる「市民税・県民税所得額課税額証明書」(写しでも可) or 「確定申告書の控え」(写しでも可) or 「源泉徴収票」の写し(給与所得のみの方)</li> </ul> <p>※平成30年分の所得が記載された「市民税・県民税所得額課税額証明書」は、市役所の担当部署で取得できます。</p>
いわき市外 ※ 地元自治体から援助費を受給する方を除く	原子力災害により本市へ避難した (保護者の方及びお子さんが居住していた家が) 全壊となり本市へ避難した	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の市町村が発行した被災証明書の写し</li> <li>・世帯の18才以上(学生は除く)の方の平成30年分の所得が確認できるもの。(地元市町村が発行する「所得証明書」や「源泉徴収票(給与所得のみの方)」、「確定申告書」の控えなど)</li> </ul>

※1 原子力災害により本市へ避難された方のうち、双葉郡(双葉町、楢葉町、広野町、浪江町、大熊町、富岡町、川内村、葛尾村)から避難されている方は、地元の町で就学援助費の対応をされるとのことですので、各教育委員会にご相談ください。

※2 原子力災害により本市へ避難された方については、あらかじめ地元の市町村で申請することも可能ですので、ご希望の方は地元の教育委員会へご相談ください。

◎ 支援の対象となる経費とその額(平成30年度実績)

対象経費	支給額
学用品費等	【小学校】 1年生 12,990円/年 2~6年生 15,220円/年 【中学校】 1年生 24,590円/年 2~3年生 26,820円/年 ※ 定額支給。また、年度途中で転出入された方などは月割支給。
新入学児童生徒学用品費	【小学校】 40,600円 【中学校】 47,400円 ※4月1日から在籍し、4月から認定となった新1年生のみ対象です。 ※「入学準備金」として同じ金額を入学前に支給された方は対象外となります。
学校給食費	実費額(学校において給食費として算出される金額です。)
修学旅行費	実費額(修学旅行の参加費用で、保護者の方に負担していただく金額と同額です。)
宿泊を伴う校外活動費	交通費及び見学料の実費額(小学校のみ)

